



うみ 議会だより



実りの秋

No. **51** 2013.11.15発行 福岡県宇美町議会 9月定例会

「議会基本条例制定」②

平成24年度決算認定 ⑥

一般質問 町政を問う9人が登壇 ⑨

基本条例制定

平成25年10月1日施行

宇美町議会基本条例制定の背景

地方分権が進む時代を迎え、二元代表制の一役を担う議会は、多様化する町民の意見を反映させるため、町長その他の執行機関とは独立、対等の立場で、行政に対する監視及び評価を行うことに加え、政策の立案や政策提言を行う機関となることを求められています。

また、議員は議会改革を掲げて絶えず精進し、宇美町の発展と豊かなまちづくりに寄与し、町民が安全で安心して幸せに暮らし続けることが出来るよう、議会活動を通じて最大限の努力をしなければなりません。

こうした状況のもと、議会改革に取り組むため、平成23年12月、議員全員による議会活性化調査特別委員会を設置し、その中で「町民の負託に全力で応え、信頼できる議会を実現するため」議会の基本となる条例を制定することが必要との考え方に至りました。

ここに、議会の最高規範たるこの条例により、宇美町議会にとって大きな第一歩となりますとともに、今後、条例の精神に基づき更なる改革・活性化が図られるものと確信し制定いたしました。

宇美町議会基本条例の主な概要

前文と全10章からなる本文21条及び附則で構成されています。

前文は 条例制定の背景と趣旨をうたっています。

第1章の総則は 条例制定の目的

第2章の議会及び議員の活動原則は 開かれた議会への取り組みと議会の公正性と透明性の確保、町民の多様な意見を把握し政策立案等に努める事と、議会改革の推進に努めることを規定しています。

第3章の町民と議会の関係は 議会の会議の公開、町民の傍聴の意欲を高めるように努めること、陳情又はこれに類する取扱いと、住民との意見交換の場及び議会報告会の開催と、議会広報の充実に努める規定をしています。

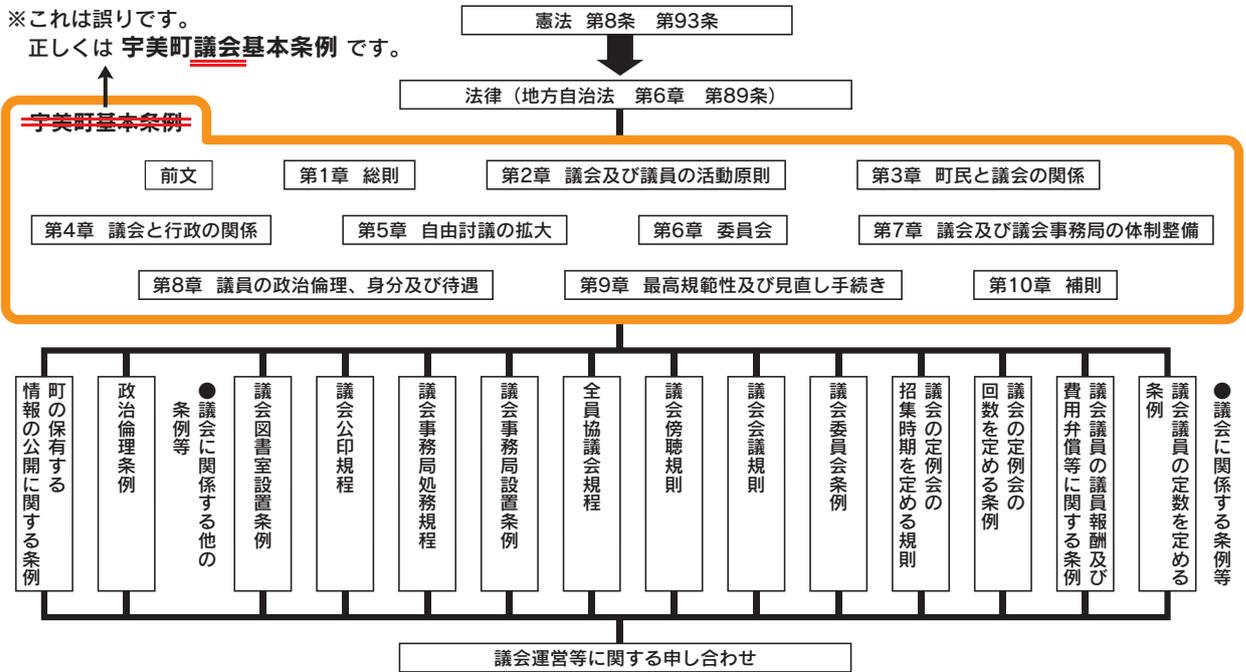
第4章の議会と行政の関係は 町長等との関係について明記するとともに、従来までの一括質疑・一括答弁を一問一答式で行う事と、議員の質問に対し論点・争点を明確にするため、逆質問することができること、及び地方自治法第96条第2項による議決事件の追加の規定をしています。

宇美町議会

平成25年9月20日に満場一致で可決

～議会基本条例の位置付け～

※これは誤りです。
正しくは **宇美町議会基本条例** です。



第5章の自由討議の拡大は

議員相互の議員相互間の自由討議による合意形成及び自由討議の拡大に努めることを規定しています。

第6章の委員会は

委員会の専門性及び特性を生かし、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと、災害時の議員の対応として全議員による災害対策委員会の設置を規定しています。

第7章の議会及び議会事務局の体制整備は

議員研修の充実強化、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実を規定しています。

第8章の議員の政治倫理、身分及び待遇は

議員としての責務を正しく認識すること、議会の一員としてその使命達成に努めること、議員定数及び議員報酬の改正に当たってについて、明文化しています。

第9章の最高規範性及び見直し手続きは

本条例が議会の最高規範であることの規定と、この条例の見直し手続きを規定しています。

第10章の補則は

この条例の施行にあたり必要な事項を別途委任することを規定しています。

平成25年度
補正予算

9月定例議会

2億5441万7千円を増額し、
予算総額
110億4090万3千円
(全員賛成で可決)

9月5日から20日の会期で開催されました。議長報告、町長・教育委員会の行政報告がありました。議案は、人事案7件、財産の処分案1件、財産の取得案1件、条例案2件、予算案3件、決算認定案5件の計19件すべて可決しました。一般質問には9議員10項目の質問がありました。議員提出議案3件を審議しました。

旧福岡県中国帰国者
定着センター解体工事

1628万円

旧福岡県中国帰国者定着センターの跡地購入に際し、建物の老朽化及び不審者対策のため、建物の解体を行う。



第6次総合計画策定業務
委託料

322万円

契約期間は平成25年7月29日から平成27年3月末まで、必要資料及び基礎データの収集・分析など基本構想検討原案の策定業務を委託。

防災行政無線整備工事費

2205万円

14年経過し不具合を起こしている送信部（親局）の入替を行う。

保育士派遣業務委託料

443万円

入所希望児童数の増加等により8月6日現在で、0歳児7名の待機児童が発生している。保育士を募集しているが応募が少なく、充足できない状況となっているため、派遣業者に保育士3人を委託する。



都市計画道路志免宇美線
街路事業負担金の増額

3784万円

福岡県事業の確定に伴う福岡県に支払う負担金の増額補正。



粕屋南部消防組合分担金

579万円

管内西部地区（粕屋町）に新たに出張所を建設する建設用地購入費等。

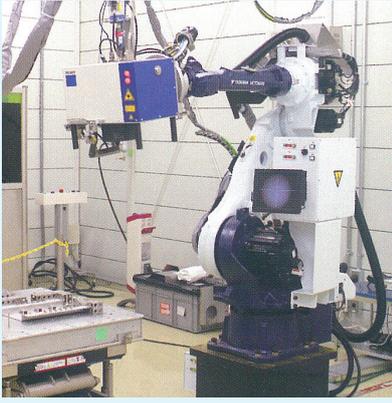
(千円未満四捨五入)

財産取得案件

旧福岡県中国定着センター跡地
取得面積 8119.30㎡
取得価格 4362万4千円
契約相手 福岡県
(全員賛成で可決)

財産処分案件

宇美東三丁目町有地処分面積
1万4422.26㎡
処分価格 2億1200万円
契約相手 倉敷レーザー株式会社
(全員賛成で可決)



▲倉敷レーザーリモート溶接機

条例案件

町税条例の一部改正

●地方税法施行令の一部改正に伴い、年金所得に係る個人町民税の特別徴収税額等の変更及び上場株式等に係る配当所得等に係る個人町民税の課税の特例について所要の規定の整備。
(賛成10反対2で可決)

宇美町国民健康保険税条例の一部改正

●地方税法施行令の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について所要の規定の整備。
(賛成10反対2で可決)

意見書

◆森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保を求める。

提出者 垣内 京子議員
犬塚 齊 議員
藤木 匠 議員
古賀ひろ子議員

「石油石炭税の税率の特例」による収収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

(全員賛成で可決)

◆東京電力福島第1原発放射能汚染水事故の早期解決を求める。

提出者 鳴海 圭矢議員
山野 芳則議員

国の総力を挙げて取り組み、早期に解決することを強く求める。

(賛成5反対7で否決)

任命・同意された委員

教育委員会委員

川上 利香 氏(再任)

教育委員会委員

山本 浩 氏(新任)

選任・同意された委員

固定資産評価審査委員会委員

松田 初善 氏(再任)

推薦・同意された委員

人権擁護委員

河野 壽 氏(再任)

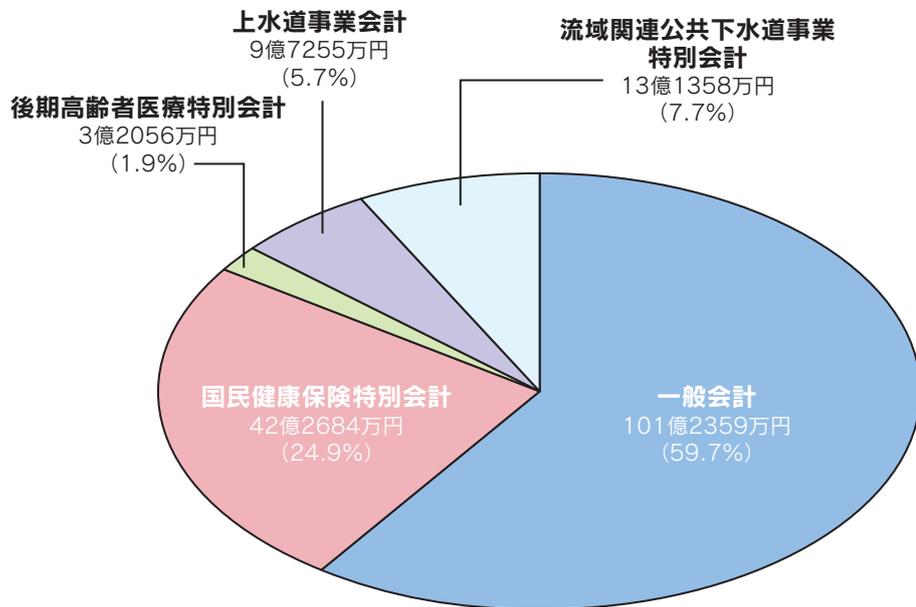
宇美町自治功労者の表彰

後藤 一磨 氏

坂井 正敏 氏

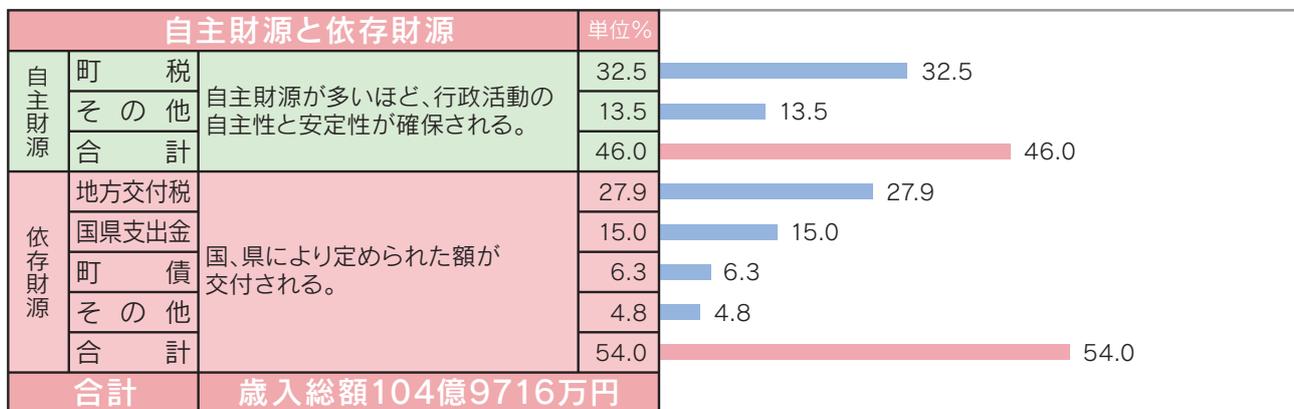
平成24年度

一般会計と特別会計を合わせると歳出総額 約169億円



「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している」とする内閣府月例経済報告で平成24年4月からスタートした。東日本大震災及び長期化した円高傾向、隣国との関係悪化で経済状況は厳しい状況が続いた。景気の回復に期待し、自主財源の確保と経常的な経費の抑制に、より一層努めることを求めた。

一般会計の分析



(千円以下四捨五入)

こんなふうに使われました。



第5次住居表示整備事業 **1066万円**



地域包括支援センター事業 **3342万円**



宇美東小学児童保育所整備事業 **2306万円**



最終処分場2期工事基本計画書等作成委託料 **1357万円**



農業土木事業 **4528万円**



幹線道路改良工事費 **1357万円**



ハザードマップ作成費等 **522万円**



住民福祉センター改修工事費 **2723万円**

平成25年第1回臨時議会

平成25年8月5日

宇美町最終処分場 2期工事請負契約の締結

5月30日

入札公告、入札後審査型条件付
一般競争入札

① 工事概要

貯留部土木工事の埋立容量4万5千立方メートル他、浸出水処理施設設備工事の施設規模、1日当たり120立方メートル、浸出水調整槽2500立方メートル他。

7月17日

開札、落札候補者の決定

② 予定価格

11億3531万9850円

7月23日

落札者の決定、

③ 最低制限価格

9億9181万5300円

競争入札参加資格確認審査
(株式会社フジタ九州支店)

④ 請負契約額

9億9181万5300円

7月29日

落札者と仮契約を締結

⑤ 落札率

87・36%

⑥ 工期

契約の効力の発生日から
平成27年2月27日まで

Q. 最低制限価格の設定は適正か

A. 応札した8社全て最低制限価格で、くじにより落札候補者を決定。国土交通省が示した算出方法を基に工事内容の品質確保のため最低制限価格を導入し、適正に運営していく考えである。

Q. 検査体制は万全か

A. 環境課、都市整備課、上下水道課の技術職員を複数配置し監督、検査、コンサルを絡め無事竣工まで万全の体制で対応する。

Q. 1期と2期の構造の違いは

A. 1期は遮水シート(1・5ミリ)一重で、その後、法改正により遮水シートが二重となる。さらに太陽光のあたる箇所は遮光性の不織布により、遮水層を保護する。

Q. 工事施工後の補償期間は

A. 民法の規定を適用し、瑕疵担保責任期間は工事完了後、概ね5年を考えている。

Q. 最終処分場の維持管理費は

A. 処分場は1期と2期で全て完了した場合、維持管理費は5町で負担する。



▲現在の最終処分場浸出水処理施設



▲最終処分場2期工事予定地

観光とまちづくり再生

町長：官民連携の強化

古賀ひろ子議員



古賀 「まちづくりはひとづくり」を政治理念に安川町政3期12年、今期もあと数カ月の任期となった。残された課題、進退問題を含め町長の考えは。

町長 首長は3期12年が適当ではないかと思う。第6次総合計画は新町長のもと策定する



▲おもてなし交流事業

のが最善である。限られた財源を有効に活用するため、今後あらゆる場面で広域行政を進めていく必要性がある。

古賀 まち全体を視野に入れ、ユニバーサルデザインの考え方で、安全、快適な歩行空間等の整備が必要。宇美町役場庁舎の耐震診断結果を踏まえ、まちづくり構想検討委員会の設置の考えはないか。

町長 管財室では施設に係る修繕計画等、今後10年間の全町的な施

設維持管理計画を策定し、庁舎建て替えが必要と判断できた場合は検討委員会を設置し、建て替えの可否等慎重に協議する必要がある。

古賀 観光資源を活かし、伝統的な「おもてなしの心」で観光行政の推進ができないか。「動く広告塔」に期待。ご当地ナンバープレートのご考えはないか。

町長 2020年東京オリンピックの開催と町制施行100周年の節目に合わせ検討する。

共働のまちづくり推進のため町民表彰制度を

町長：協議し、速やかに結論を

藤野 莞嗣議員



藤野 平成22年12月議会、町の表彰制度について一般質問をした。「自治功労者及び善行者表彰規程」はあるが、町民表彰・地域活動での表彰規程はない。今後どの様な形がいいのか、少し研究し前向きに進めていきたいと答弁があった。

しかしながら現在ま

で表彰制度の見直しはされていない現状である。

共働のまちづくり推進の上でも必要と思うが考えを問いたい。

町長 草の根的な活動をされている方のボランティア町民活動表彰については、既存の表彰制度との整合性を図りながら、関係機関、町民の方々とも協議し、速やかに結論を出し議会に報告したい。

藤野 宇美町議会では活性化に取り組み、我々議員も一般質問の内容、討論の方法をもっと勉強する必要がある。執行部側は、その質問に対して責任ある回答を。

町長 表彰制度のみならず、行政的な課題の質問等に各課で責任を持って課題を顕在化し、具体的な対応計画を作成、町長はじめ執行部が共有できるような体制をとっていく。

祝 宇美町町制施行90周年記念式典



▲記念式典で表彰

質問 町政を問う

生命尊厳 命の尊さ 若い柔らかな心に

町長：命の大切さを教えたい

西依和彦議員



西依 松江市公立小学校図書室の平和学習コーナーから漫画、はだしのゲンが消えた。市教育委員会は閲覧制限問題の発覚後に撤回したが政治介入の危険性もある。町の図書室平和学習の現状は。

町長 平和学習コーナーの常設は、東小、桜原小、井野小、南中、



▲合同慰霊祭

東中。他は、福岡大空襲や終戦記念日の節目に講演会などで学習。

西依 統治権の立法権、司法権、行政権に教育を加えた四権分立が求められるが見解は。

町長 首長の意向が教育長に伝わり、そのことが学校教育や社会教育など教育全般の行政指導に伝わるといのが望ましいと思っ

西依 毎年4月に戦没者合同慰霊祭が行われているが意義と目的、狙いは。

町長 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に

伝え続けなければなら

西依 小、中学校での歴史教育の内容は。

町長 国際社会に生きる平和で民主的な国際社会の一員としての必要な基礎を養う。

西依 自分の命が大切ないように他人の命も大切である。命の尊さを若い柔らかな心に育む精神性を耕す取組みは。

町長 生きる喜び、命を大切にする心、自他の生命を尊重する心を学んでいる。

人口減少問題

町長：道路整備が急務

飛賀貴夫議員



飛賀 将来人口推計によると今後30年間で減少する。当町にとって

町長 人口増加、定住促進等を掲げた対策は

行っていないが、早いうちに対策を講じる。

飛賀 転入促進、転出

抑制の施策として、新婚家庭の家賃助成、子育て世代の定住者促進助成、町の指定金融機関と提携し、金利優遇制度付子育て支援住宅ローンの創設、町有地をミニ開発し、土地取得の支援など、調査・研究されたらどうか。

町長 当町に合ったものを見定め、提案頂いたものを含めて検討し、人口増を図っていく。

飛賀 課題解決には、早急なインフラ整備が必要。

志免・宇美線、光正寺・井野線の進捗は。

町長 志免・宇美線は本年度末に供用開始。光正寺・井野線は、3年の認可期間延長で、平成28年度末の予定。

飛賀 早期に志免・宇美線が全線開通し、東外環状線に接続される事を町民は願っている。志免町との協議は。

町長 志免・宇美線は福岡県の事業で、志免町側は、平成26年度から設計に着手し、平成27年度に事業認可を取得して順次用地取得等を進めると聞いている。

飛賀 早期全線開通を目指し、宇美町議会と行政が一体となり、県、志免町、国会議員、県議会議員に陳情を行っている。

町長 志免町と今後の取組みについて協議し、陳情を行いたい。



▲志免・宇美線

居所不明児童

町長：現在は存在していない



藤木 匠議員

藤木 居所不明児童「消えた小中学生児童」を初めてテレビ報道で知った。いなくなった理由は様々で、親の貧困や暴力、一家夜逃げ、宗教施設で暮らしているなどたくさんある。2011年度の調査では、全国で1191人、東京・愛知・大

阪・神奈川の大都市で約8割を占め、2割は地方となっている。文科省の通達が平成23年と25年にあった。宇美町の実情は。

町長 住民票を残したまま1年以上所在不明で、就学が確認されない日本国籍を持つ子どもが対象である。

年に1度の学校基本調査では、現在まで居所不明児童はいない。

藤木 今後発生する可能性はあると思われるが、現行法では市町村・児童相談所・警察とも居所不明児の十分な調査保護はできない。早急な法の整備が望まれる。

町長 十分に承知している。



▲乳幼児全戸訪問

例えばDVであれば健康福祉課や学校との連絡を密にしていこうとが一番大事である。

藤木 乳幼児を含む就学前の子どもたちの対応は。

町長 保育園・幼稚園では確認の方法があるが、自宅保育では大変困難である。現在虐待などを含め、乳幼児全戸訪問事業を実施している中で対応していきたい。

国保事業の医療費適正化は

町長：ジェネリック医薬品の使用を促進



垣内 京子議員

垣内 呉市における国保事業の医療費適正化に向けた取組において、

著しい成果が現れている。国保データベース

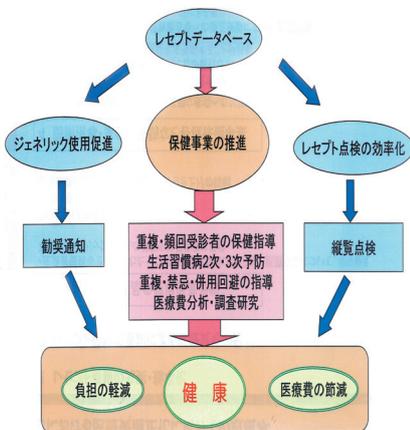
(KDB)にもシステム情報提供して、保険者の取組事例として取上げられているが、レセプト情報の活用による医療費等の分析は。

垣内 後発医薬品の使用促進の通知は。
町長 平成24年度から開始され、年間の通知者数1246件、そのうちの半分を超える672件の方が後発医薬品に切り替えられ、効果額は約163万円、今後も効果額の増加が

会独自の国保総合システムをもとに医療費の分析を行う。疾病分類別の受診率、診療費の状況、年齢階層別の疾病分類、高額なレセプト一覧、特定疾病等各種の統計資料で保健指導等を行っている。
垣内 糖尿病性腎症重症化予防は。
町長 国保の人工透析患者数は平成23年度は28人、24年度は24人。レセプト情報から受診状況や治療内容等を把握し対応している。

垣内 重複受診・頻回受診・調剤点検などは。

町長 健診の受診勧奨や医療機関での検査データの提供を求めることで対象者への訪問指導等取り組みたい。



▲健康管理増進システム

防災・防犯対策は

町長：未然に防ぐ取り組みを

中市 和博 議員



中市 当町の河川に設置している監視システムの管理は。
町長 通年を通してデータ等の管理、年に1回の観測地点の清掃、通信テストなどの点検を行っている。

設置位置の調査等を考えている。

中市 宇美川上流に設置している流木や土石流を感知するセンサーラインのチェックは。

町長 砂防工事期間中に土石流に巻き込まれないために設置し、現在は撤去している。

中市 災害時の避難誘導マニュアルの作成や避難訓練の実施などは。

町長 災害時の避難についてのマニュアルは作成していない。

避難訓練は皆さんが体験する中から防災訓練が出来ればと考えている。

中市 青パトの行動範囲と時間帯は。

町長 職員による安全パトロールを町内全域で行い、通学路中心に毎週火曜日と木曜日の17時15分から1時間程度実施している。

中市 今年町内で発生した主な犯罪と未解決事件は。



▲安全パトロール

町長 「粕屋署だより」

によると強盗1件、性犯罪2件、空巢・自販機狙い等55件、自動車盗1件、オートバイ盗61件、これらが未解決である。

中市 犯人らしき人物について警察が来るまでの対応は。

町長 直接犯人に立ち向かう前に自分や第三者の安全を確保すると共に、犯人の特徴を確認し警察に連絡を。

介護保険改定の影響は

町長：国の動向をみて考える

山野 芳則 議員



山野

来年度の介護保険

法改定で「要支援」と

認定された人を保険給

付の枠組みからはずそ

うとしている。「家族

介護から社会介護へ」

の声のなか、公的保険

の一つとして介護保険

は誕生したはずである。

国は要支援の人たち

については市町村に責

任をかぶせようとして

いるが受け皿はあるのか。

現行の「地域支援事業」は「要支援」「要介護」と認定された人が

うける介護保険の保険給付とは別枠だが今後の位置付けは。

国の責任を市町村に丸投げし、財政負担減も迫られる中、介護の質は守られないのでは。

町長 厚労省が9月4

日に社会保障審議会介護保険部会において、介護予防給付を地域新事業に移行する案を示している。現行の予防給付、予防事業を移行して予防サービス、給付サービスを効率的に

実施する。

町には部分的な受け皿はあると思うが専門的な部分ではなかなか難しい。

財源については1号保険者、2号保険者、国・都道府県、市町村、

予防給付と同じという事で財源が確保される。国の方で地域の実情

に合わせて受け皿を整備するために一定の時間をかけて審議中である。

今後施策の方針が徐々に出てくると思うので町としての施策を考えていきたい。



▲介護施設の様子

町職員の待遇

町長：今後検討していきたい

鳴海 圭矢 議員



鳴海 全国的に公務員の給与削減が続く中、6月の賞与は据え置きとなった。経済、景気に与える影響を考えれば懸命な措置といえる。そこに至った経緯は。

町長 平成21年度に一般職の給与を一律2%カットし、特別職減額しているのが当町では国家公務員に準じた力

ツトは行わなかった。

鳴海 職員全体の非正規雇用的人数、割合は。

町長 正規職員194名。非常勤職員・嘱託職員は250名。計444名。正規が43.7%、非正規が56.3%。

鳴海 来年の公務員給与は国と算定法の見直しをするところだが当町の状況は。

今後の町政を長期的に見た場合、人材育成の面からも正規採用の職員を増やしていくべきではないか。また今後の採用につ



▲次代を担う人材育成を

いてはどう考えるか。

町長 算定法の見直しについては現段階で答弁できるような資料がない。

今後5年間で職員約25名が退職する事になるので人材育成を行っていく事は非常に大事といえる。

やはり退職者に見合う数は採用するべきと考えている。

平成26年4月からは再任用制度が始まる。現在細かくデータを集めて検討している。採用計画が確定すれば説明していきたい。

一本松公園（昭和の森）再生を

全議員による視察研修 8月31日

一本松公園 昭和の森

宇美町の豊かな自然を活かし、施策に反映させるため、バンガロー施設及び施設環境に関する諸問題の調査研究に筑紫野市と那珂川町を視察した。



▲一本松公園 昭和の森

グリーンピアながわ

那珂川町のグリーンピアながわは、当初は、ローラースケート、リフト、ゴーカート等の遊戯施設、人工芝スキー場を開設、その後すべてのレジャー施設を廃止し、自然公園へのリニューアル

オープン、現在は、民間会社に指定管理されている。

筑紫野市立竜岩自然の家

旧竜岩小学校跡地を利用した施設で、宝満川の流れなど自然環境を活かし、野外活動の場、生涯学習の場、ふれあい・やすらぎの場、山村地域の活性化などの役割を果たしている。



▲筑紫野市立 竜岩自然の家

町の重要な問題を調査・研究

総務文教常任委員会

委員長 犬塚 齊
副委員長 垣内 京子
委員 松本 弘毅
委員 櫻木 悟
委員 山野 芳則
委員 飛賀 貴夫

教育委員会

教育委員会制度の在り方

- Q.** 教育改革の内容と方向性は
- A.** ①町長による教育長の任命・罷免は、議会の同意を得るものとし、議会はその資格・能力をチェックする。
- ②教育委員会は、教育の基本方針の審議を行い、方向性を示すとともに、執行状況のチェックを行う。
- ③政治的中立を確保するため、教育方針や教育内容を定める時には、教育委員会で審議する。

学校教育課

学校給食・アレルギー対策

- Q.** 他県では死亡者が出ているが、当町の対応は
- A.** 保護者から「学校生活管理指導表」の提出を頂き、学級担任、栄養教諭、養護教諭等が、保護者とともに除去食や健康状況など詳細な打合せを行っている。
- Q.** 「学校生活管理指導表」の管理は
- A.** 個人情報取り扱いに留意し、緊急時に職員誰もが閲覧できる管理体制をとっている。



▲学校給食

図書閲覧制限

- Q.** 松江市における図書閲覧制限問題について当委員会の見解は

A. 「はだしのゲン」は、中沢啓治さんが広島における実体験に基づいて漫画にしたもので、当委員会としては、事実は事実として伝えることが一番大事なことであり、この図書については、閲覧制限は考えていない。

社会教育課

第16回「少年の翼」実施

- Q.** 今年度の実施内容は
- A.** 団員11名、引率指導者7名一泊二日の宿泊研修を含む計5回の事前研修を行った後、8月6日～9日の三泊四日の日程で韓国扶餘郡において、ホームステイ形式で実施。

総務課

福岡県中国帰国者定着センター跡地購入

面積2051.6㎡(約6217坪)平成25年～27年の3カ年で購入平成25年度は、建物の解体工

事・トイレ設置工事を予定。

- Q.** 利用目的と将来的ビジョンは

A. 県条例の適用を受けるために、10年間は他活用出来ない。今までの利用形態と殆ど変わらず、住民の散歩や花見そして、軽スポーツなどの健康増進の場として活用する。

総合政策経営課

第6次総合計画の策定

- Q.** 計画の概要は
- A.** 平成34年度を目標年次として
- ①基本構想として平成27年度～34年度までの8年間の策定で、町の将来都市像や、その実現のための施策の基本的な方向性を示す。
- ②実践計画として平成27年度～30年度までの4年間に、政策領域ごとに目指す姿、方向性、目標値、役割分担、具体的な取組を示す。
- ③町民の参画方法としては、町民意識調査、小・中学生アンケート、関係団体への意見聴取、パブリックコメントを行う。



委員会報告

建設厚生常任委員会

委員長 藤木 匠
 副委員長 西依 和彦
 委員 岸本 光男
 委員 藤野 莞嗣
 委員 中市 和博
 委員 古賀ひろ子
 委員 鳴海 圭矢

健康福祉課

平成25年度敬老祝金支給対象者

Q. 年齢別人口は

A. 平成25年8月8日付65歳以上7799人、70歳以上5281人、宇美町総人口37972人、平均年齢43.1歳、高齢化率(65歳以上人口/総人口)20.5%。

Q. 祝金節目支給者は

A. 70歳435人、77歳285人、80歳46人、88歳115人、90歳105人、99歳13人、100歳7人、101歳以上11人、合計1217人、総額1235万円を支給している。

地域包括支援センター利用状況

平成25年4月から7月の利用状況は、総合支援として窓口・電話相談は平成23年度比で2.7倍の139件、権利擁護2件、包括的・継続的ケアマネジメント月平均16.8件、介護予防ケアプラン月平均237.8件と高齢者人口が増えている分要支援者も増加している。



▲行政区主催の敬老祝賀会

子育て支援課

待機児童解消は

平成25年4月に待機児童は発生していなかったが、入所希望児童数の増加等により、8月現在の待機児童数は0歳児7名である。待機児童解消と保育環境の充実に向けて、国の補助金を活用しての中長期的な保育所整備を検討している。

環境課

資源物持ち去り対策強化

福岡市では資源ごみの持ち去りを禁止する条例を整備する方針を固めた。当町でも市の動向を見ながら対応を検討していきたい。

Q. 対策強化を

A. 現在の対応としてゴミ袋に「持ち去り禁止」を表示、3カ月に1回パトロールを行っている。

ごみ持ち去りについて目撃した場合は車種、ナンバーなどの情報を役場まで寄せてほしい。

都市整備課

入札結果報告

平成25年度町道法面草刈工事(1工区)(2工区)、町道畑田5赤井手線道路改良工事外2件、町道下宇美5宇美線交差点安全対策工事外3件、町道木川4号線道路改築3期工事の契約報告を受けた。

最低制限価格の設定

Q. 最低制限価格の設定根拠は

A. 今年度から最低制限価格を設定、近隣の状況も把握しながら、最終的には国の制度、国の計算方法を用いて最低価格を設定している。基本的には直接工事費、共通仮設費、現場管理費等を国の基準の掛け率で設定している。



みんなの広場

皆さん！一緒に山登りをしませんか！

宇美町体育協会山の会は結成されて55年になり、毎月一回の定例山行の他、地域に密着した山の会として次のような活動を行っています。

一つは、三郡山地の自然保護と登山の安全を守るための活動です。自然保護のための清掃登山は定期的に行っています。これには会員以外の方の参加も歓迎します。また、登山の安全を図るための活動としては登山道の整備、道標の設置、豪雨・台風・大雪の後の登山道点検及び風倒木、雪折れ樹木の除去作業などを行っています。

もう一つは、宇美町体育協会に所属している山の会としての活動です。春の昭和の森山開きの際の散策ガイド・登山ガイドや秋の町民ウォーキングの指導、あるいは、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」の登山・ハイキング行事の支援活動などを通じて町民の方々の健康増進にも努めています。

このような活動の継続により山の会は、地域における健康づくりに貢献しているとして県知事から平成9年度「健康運動推進実践グループ奨励賞」、平成22年度「同優秀賞」と2回の表彰を受けています。

森林浴をしながらの山登りは心身の健康維持・増進に役立ちます。皆さん一緒に山登りをしませんか。



宇美町体育協会山の会
中村 092-932-8529

議会からのお知らせ

議会を傍聴しませんか！

議会は年4回（3月・6月・9月・12月）に定例議会が開かれます。

複雑な手続きは必要ありません。

役場3階の傍聴席入口で住所・氏名を記入し、ご入場ください。

次回の定例議会は、12月9日に開会予定です。

※ 詳しくは宇美町議会事務局（TEL092-934-2248）までお問い合わせください。

議会だよりへのご意見・ご感想をお待ちしております。

議会事務局のメールアドレスです。gikai@town.umi.lg.jp

【発行責任者】

議長 白

【議会広報特別委員会】

委員長 古

副委員長 松

委員 藤

委員 野

委員 櫻

委員 飛

水

英

至

白

英

至

英

至

◇発行：福岡県宇美町議会
◇編集：議会広報特別委員会
◇印刷：松影堂印刷株式会社
◇発行日：平成25年11月15日

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
TEL 092-934-2248 FAX 092-936-2281
E-Mail gikai@town.umi.lg.jp